

2022年3月18日

福島県知事 内堀雅雄 様

日本共産党福島県委員会
福島県沖地震対策本部長 町田 和史

日本共産党福島県議団

団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策
副幹事長 大橋 沙織

福島県沖を震源地とする地震被害に関する緊急申し入れ

2022年3月16日深夜11時36分ごろ、本県沖を震源地とするマグニチュード7.3、震度6強の大地震が発生、各地に大きな被害が発生しています。県内では、相馬市の60代男性が死亡、重軽傷者96人、県内各地で多くの住宅に被害がでており、インフラも東北自動車道や幹線道路が通行止め、東北新幹線は那須塩原―盛岡駅間で運休しており、復旧の見通しは立っていません。

日本共産党福島県委員会は17日に対策本部を設置し、情報収集に当たるとともに、17日午後には、いわぶち友参院議員が大橋県議らとともに伊達市・伊達郡の現地調査に入り、国見町で新幹線橋脚復旧工事の現場や住家被害箇所、伊達市で橋梁等の被害を調査しました。同時に、被害の大きい相馬市や新地町にも党県議団が調査に入り、新地町長と懇談、昨年の地震では被害のなかった新地町駒ヶ嶺地区などで聞き取りを行いました。新地町長は、「昨年の被害からようやく復旧できた矢先で、今回再び被災に遭い、全世帯へ3万円の見舞金を出すことにした」と話され、激甚指定等の要望を受けました。

県民は、コロナ禍の下での地震発生に困惑しており、被災者のくらしと生業の復旧にも大きな困難が予想されます。県が災害救助法の全県適用を早期に決断したことは重要で、被害の全容把握と被災者支援に全力を挙げるとともに、この週末、悪天候が予想されることから、土砂災害など2次災害への厳重な警戒と対策が求められています。

上記を踏まえ、以下の点について緊急に要望します。

記

- 1、家屋などは外見だけではわからない被害もあるため、市町村の被害認定のための調査員を県から派遣し、被害の実態を丁寧に調査、迅速な全容把握に努めること。
- 2、罹災証明書の申請を呼びかけ、早期受付を開始するよう市町村を支援すること。
- 3、災害救助法の全県適用を踏まえ、支援制度の活用を広く呼びかけること。県は市町

村へのリエゾン派遣を行っているが、リエゾンが十分役割を発揮できるよう各種制度の周知を図ること。活用できる支援制度を紹介したパンフレットを被災者に配布するよう市町村を支援すること。

- 4、昨年の福島県沖地震と同様、被災者生活再建支援法の適用にならない自治体への県独自の支援策を活用し、被災者を救済すること。一部損壊についても、昨年の地震被害と同等の支援を行うこと。その際、壁のひび割れ等に対する内装工事も対象に加えること。
- 5、今回の地震災害を激甚災害に指定するよう国に求めること。
- 6、昨年の地震被害に続き、今回も被災した住宅も少なくないことから、県として被災世帯へ見舞金を支給すること。
- 7、国の災害査定を受けるための資料作成事務量が膨大となり、災害査定が遅れることになるとの指摘がある。国の災害査定の必要資料の簡素化を図るよう国に求めること。
- 8、災害ごみの処理について、適切に行うよう市町村を支援すること。
- 9、被災事業者については、昨年同様グループ補助金の対象となるよう国に支援を求めるとともに、県独自の支援を行うこと。
- 10、断水などライフラインの復旧に全力をあげること。
- 11、主要幹線道路や橋梁、東北自動車道、東北新幹線などの早期復旧に全力をあげるとともに、国に支援を要請すること。
- 12、降雨、降雪による2次災害への厳重な警戒と対策をとること。
- 13、住めなくなった住宅被災者のための「みなし仮設」を早期に適用すること。

以上